

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【会社名】	株式会社フォーバル
【英訳名】	FORVAL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 將典
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役管理本部長 加藤 康二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月25日に提出いたしました第30期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）内部統制報告書の記載事項に一部誤りがありましたので、これを訂正するために内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 3 評価結果に関する事項
- 4 付記事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、期末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす事となり、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、期末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

平成23年3月期第1四半期の決算作業中であつた平成22年7月12日、金融機関の残高通知書中に経理部が認識していない銀行口座を発見したことをきっかけとして、総務部長（当時）の職にあつた元社員（以下「元社員」）による以下の不正行為が判明した。

1）元社員は平成15年10月より平成22年1月までの間、たびたび損害保険料の領収書を偽造し、不正な経費精算を受けていた。

2）元社員は平成21年3月期に、他社名による契約書、覚書等を偽造して架空の不動産仲介取引を装い、その手数料売上を計上させ、さらにその売掛金の回収を装うため、平成21年4月より平成22年4月までの間に5回に分けて自ら当社口座へ入金した。

3）元社員は平成22年4月に、職務上知りえた当社賃借事務所の敷金の一部返還に際し当社名義の銀行口座を不正に開設し、当該口座に入金されるよう貸貸人に不正に書類を提出し、返還された資金の大半を引き出し、飲食を主とした遊興費に充てた。

社内調査及び外部調査委員会による検討の結果、第30期の財務諸表を訂正し、同時に連結財務諸表等有価証券報告書の記載事項の一部を合わせて訂正するべく、提出済の同期の有価証券報告書及び同期中各四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出した。

なお、不正行為に至った原因は、全社的な内部統制において1）内部牽制が不足していたこと、2）コンプライアンス意識が十分徹底していなかったこと、3）人事ローテーションが不足していたこと等にあるものと判断している。

以上

4【付記事項】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

評価結果に関する事項に記載した不正行為は元社員の単独行為であり、元社員は平成22年7月30日付で懲戒解雇し、さらに今後刑事・民事を含めた関係当局への届出を準備している。一方、このような不正行為を当社内から根絶するため、今回の発生原因と判断される不足していた「内部牽制」の強化、さらに「コンプライアンス意識」の徹底、「人事ローテーション」の推進を図るための追加策を実施し、適切な内部統制を整備・運用していく方針である。